

笠間市告示第 2 1 2 号

令和 2 年第 2 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 5 月 2 8 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 令和 2 年 6 月 4 日 (木)

2 場 所 笠間市議会議場

令和2年第2回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
6月 4日	木	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
6月 5日	金	休 会	議事整理
6月 6日	土	休 会	
6月 7日	日	休 会	
6月 8日	月	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会開催〕
6月 9日	火	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
6月10日	水	休 会	常任委員会（建設土木）
6月11日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
6月12日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会開催〕

令和2年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和2年6月4日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	飯田正憲君
副議長	13番	石田安夫君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	12番	畑岡洋二君
	14番	藤枝浩君
	15番	西山猛君
	16番	石松俊雄君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

6番 中野英一君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 今泉寛君

市長公室長	中村公彦君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	小田野恭子君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	岡野洋子君
岩間支所長	伊勢山裕君

---

#### 出席議会事務局職員

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

---

#### 議事日程第1号

令和2年6月4日（木曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第7 議案第41号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第42号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

- 日程第9 議案第43号 笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第46号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第48号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届出等に関する条例について
- 日程第15 議案第50号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第16 議案第51号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）
- 日程第17 議案第52号 工事請負契約の締結について（橋梁上部工事（仮称北山橋））
- 日程第18 議案第53号 動産購入契約の締結について（はしご付消防自動車購入）
- 日程第19 議案第54号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第20 議案第55号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第56号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第7 議案第41号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第42号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

- 日程第9 議案第43号 笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第46号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第48号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届出等に関する条例について
- 日程第15 議案第50号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第16 議案第51号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）
- 日程第17 議案第52号 工事請負契約の締結について（橋梁上部工事（仮称北山橋））
- 日程第18 議案第53号 動産購入契約の締結について（はしご付消防自動車購入）
- 日程第19 議案第54号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第20 議案第55号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第56号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

---

午前10時00分開会

## 開会の宣告

○議長（飯田正憲君） 皆さん、おはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は6番中野英一君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回笠間市議会定例会を開会いたします。

なお、本日、写真撮影の申出がありますので、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりでございます。

ここで暑い方は、上着を脱いでください。

---

## 市長挨拶

○議長（飯田正憲君）　ここで、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長　山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君）　令和2年第2回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。議員各位には御多忙のところ、定例会に出席を賜りまして、お礼を申し上げたいと思います。

今回、新しくなった議場で行われる初めての議会であり、対面式の導入によって、より緊張感を持って活発な議論を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスに関する状況についてでございますが、先月25日に、およそ1カ月半に及んだ緊急事態宣言が全国で解除されました。新型コロナウイルス感染拡大によって我が国の社会経済に深刻な影響を受けており、感染防止と社会経済活動の両立が喫緊の課題となっております。茨城県では、5月14日に新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急事態宣言が解除され、5月18日以降、段階的に休業要請の範囲や外出自粛の要請、学校の休校措置等の緩和など、社会経済活動の再開に向けた対策を進めているところであります。

こうした動きの背景には、市民の皆様の外出自粛や休業など、様々な形での努力と医療従事者の方々の努力の成果であり、この場をお借りいたしまして改めて感謝を申し上げる次第でございます。

本市におきましても、県が示す判断指標の対策ステージに合わせて、市役所の業務体制や公共施設の利用等における対応方針を定め、状況に応じた対応を行っているところであります。市内小中学校につきましても感染症拡大防止対策を講じながら段階的に再開し、対策の緩和が見込まれる今月8日から通常日課として学校教育活動を再開をしております。

感染症の拡大による影響や県の自粛要請等により、地域経済が深刻な影響を受けております。これまでの緊急的な対策として、感染防止の取組や公共料金等の支払い猶予、緊急雇用対策、笠間の陶炎祭出店者への支援、ふるさと納税活用による事業者支援、県と協調した資金貸付などにより経済対策を進めてまいりました。

今後は、一日でも早く平穏な日常や活気ある社会を取り戻すために、新しい生活様式の下、引き続き感染症対策を講じながら落ち込んだ経済活動の回復と新たな成長を促進する

対策について市独自の支援策を段階的に進めてまいりたいと考えております。

また、今議会において農産物のインターネット販売促進や宿泊施設の利用促進、社会保険労務士等による相談窓口の開設など、新たな経済対策を上程させていただいております。

さらにアフターコロナの経済対策と行政サービスの基盤づくりとして、行政手続の原則オンライン化と業務の電子化を取り組む柱とした行政サービス電子化推進計画を7月中を目途に策定してまいりたいと考えております。

次に、県の動向についてでございますが、国は先月27日に令和2年度補正予算（第2号）の概要について閣議決定されました。一般会計補正予算の総額は31兆9,114億円で、過去最大の規模となります。

主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の関連経費として雇用調整助成金の拡充や家賃支援給付金の創設、地方創生臨時交付金の拡充などが盛り込まれております。

また、県の補正予算につきましても、現在、第2波、第3波に備えた医療体制、検査態勢の充実に対する費用や終息後の状況を踏まえた宿泊施設などへの支援、新しい生活様式への対応等について50億800万円の規模で検討が進められているところであります。今後も国や県の動向を注視し、議員の皆様にご報告させていただきながら適切に対応をしてまいります。

次に、緊急経済対策に基づき対象となる方に一律10万円を給付する特別定額給付金の状況についてでございます。早期の支給を目指して4月28日からオンラインによる申請を開始し、郵便による申請と併せて6月3日時点で3万1,613世帯のうち、2万8,719件の申請を受け付けたところです。給付につきましては、本日4日分の振込を含めて2万5,984件、人口割合にして85.3%の処理を行っております。

なお、8月18日が申請期限となりますので、申告漏れがないよう広報等で周知をしてまいります。

次に、本市における現在の市政の状況について御報告させていただきます。

東日本旅客鉄道株式会社水戸支社との持続するまちづくりに向けた協定の締結についてでございます。まちづくりに係る包括的な協定は、県内で初めてとなります。今月1日に人口減少を背景にした多岐にわたる課題を持つ地方都市の持続化と活性化に向けて、お互いの資源を活用した取組を行うことを目的に、包括連携協定を締結いたしました。これまでも日本一の栗の産地づくりのプロモーションなど取組を進めてまいりましたが、今回の協定によって道の駅の機能強化や観光誘客をはじめ、広域交通の連携強化、スマートシティの構築などについて協議を行いながら連携していきたいと考えております。

次に、成年年齢引下げに伴う成人式の対象年齢についてでございます。

民法の一部を改正に伴い、令和4年度から成年の年齢が20歳から18歳に引き下げることとなりましたが、笠間市が主催する令和4年度以降の成人式の対象年齢については、現行

どおり20歳とすることといたしました。対象年齢を20歳といたしましたのは、引き続き重要な節目の年齢であること、進学や就職活動の時期と重なることなく、より多くの方の参加が見込めることなどが主な理由でございます。

なお、式典の名称や実施内容等につきましては引き続き検討を進めておりますので、決まり次第御報告させていただきます。

次に、提出議案等について御説明申し上げます。

今回は、法令等に基づく報告事項のほか、専決処分の承認を求めることについての報告案件が1件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての諮問案件が2件、笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてをはじめとする提出議案が18件となっております。

今回の予算関係の審議につきましては、令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）をはじめとする4会計の補正予算を上程するものであります。一般会計予算（第4号）がありますが、歳入におきましては新型コロナウイルス感染症対策応援地方創生臨時交付金を柱とした国県支出金や市債などを補正するものでございます。

歳出の主なものについて申し上げますと、中小企業や小規模事業者、個人事業者が感染症予防や事業を継続するための取組などを支援する中小企業サポート事業、市内の宿泊施設への誘客を図るため県において県内事業者等を対象に旅行宿泊料金の割引相当額を支給する県内宿泊促進事業、地場産業の活力対策として稲田御影石を活用し、笠間駅や芸術の森公園周辺を整備する地場産材活用による都市魅力向上事業などの地方創生臨時交付金を活用する事業、また鯉淵地区の渋滞緩和対策に伴う交通量の調査などに係る市道新設改良事業、貴重な文化遺産である大日堂を取得することで文化財としての保存、活用し、後世に伝えていくための大日堂取得事業などを中心に編成しているところであります。

その結果、今回の補正額は、2億9,444万8,000円の補正額となり、補正後の一般会計の予算規模は404億89万3,000円となります。後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

---

## 開議の宣告

○議長（飯田正憲君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

## 議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、資料のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、20番小藺江一三君、21番石崎勝三君を指名いたします。

---

## 会期の決定について

○議長（飯田正憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、去る5月28日に議会運営委員会を開催し、御審議をいただいております。ここで議会運営委員会委員長から御報告をお願いいたします。

委員長畑岡洋二君。

〔議会運営委員長 畑岡洋二君登壇〕

○議会運営委員長（畑岡洋二君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、5月28日に令和2年第2回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、6月4日から6月12日までの9日間といたします。

初日の6月4日は、会期の決定、議案の説明を受けた後、議案の一部につきまして、質疑、討論、採決を行います。

なお、一般質問の通告締切りは本日の午前中まで、議案質疑の通告締切りは、本日の午後5時までとさせていただきます。

6月5日は、議案調査のため休会といたします。

8日は議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託いたします。

9日と10日は付託されました議案の審査のため常任委員会を開催いたします。

一般質問は11日のみで行います。

なお、討論通告の締切りは11日の午前中までとさせていただきます。

最終日の12日は、各常任委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告いたします。

○議長（飯田正憲君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日6月4日から12日までの9日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は6月12日ま

での9日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

---

#### 諸般の報告について

○議長（飯田正憲君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、令和元年度笠間市一般会計継続費の通次繰越についてほか、11件の法令等に基づく報告事項として提出されておりました。これについて、資料をもって報告に代えることに御了承いたします。

---

#### 請願・陳情について

○議長（飯田正憲君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

今定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付して、その写しを配信しております。この請願につきましては、請願・陳情文書を表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）

○議長（飯田正憲君） 日程第5、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第7号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しました笠間市税条例の一部を改正する条例について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願います。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 報告第7号 専決処分の承認を求めますことについてを御説明

申し上げます。

本報告は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に交付されたことに伴いまして、笠間市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。改正内容を新旧対照表により御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

附則第10条の2、中段にございます第18項は、固定資産税の特例に関する改正で、新規に設備投資を行う中小事業者等の支援として生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、その課税標準の特例割合をゼロとするものでございます。

第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税措置について、6月の延長をするものでございます。

第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例措置の手續等について規定をするものでございます。

7ページを御覧ください。

中段から8ページにかけまして、第25条は、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止等に際し、払戻請求権を放棄した場合などの個人市民税の税額控除について規定をするものでございます。

第26条は、住宅借入金等特別税額控除の特例について新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設や入居の遅延等の対応としまして、期限延長の措置を定めるものでございます。

ただいま主な改正内容について申し上げましたが、このほか法改正に伴いまして引用条文や文言の整理など、所要の措置を行っております。

次に、4ページまでお戻りいただきたいと思っております。

附則でございまして。

施行期日につきまして、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行すると定めてございます。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。そのように決定しました。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。  
これより報告第7号について採決いたします。  
本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（飯田正憲君） 日程第6、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が活動に取り組んでおります。

本諮問は2名の委員が本年9月30日をもって任期満了となるため、平成26年から活動されている平澤浩子氏及び平成29年から活動されている畠山好文氏を再度推薦することによって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。  
これより1件ごとに採決いたします。  
初めに、諮問第1号について採決いたします。  
本件は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第2号について採決いたします。  
本件は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 議案第41号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（飯田正憲君） 日程第7、議案第41号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第41号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育委員会の梅里節子氏が令和2年6月23日をもって任期満了になることに伴い同氏を再任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、御異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 議案第42号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（飯田正憲君） 日程第8、議案第42号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第42号 笠間等公平委員会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市等公平委員会委員の河原井規夫氏が令和2年6月22日をもって任期満了になることに伴い同氏を再任したく、地方公務員法第9条の2第2項及び笠間市等公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 議案第43号 笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第9、議案第43号 笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第43号 笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法に基づき、職員が公務能率の維持及びその適正な運営を図り、全体の奉仕者としての責務に応えることができるよう分限処分の考え方や手続を明確にし、適正に執行するために所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

〔市長公室長 中村公彦君登壇〕

○市長公室長（中村公彦君） 議案第43号 笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法に規定される能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、人事評価制度を任用、給与、分限、その他人事管理の基礎とし、分限も人事評価を活用することを明示し、あわせて分限の考え方や手続を明確にし、適正な執行に資するものとするものでございます。

議案書の新旧対照表で御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

第2条第1項として、法第28条第1項第1号の規定に該当する降任または免職は、人事評価または勤務の実情を示す事実に基づき、勤務実績が不良なことが明らかな場合とするを

加え、同条第1項を第2項とし、次に同条第3項に法第28条第1項第3号の規定に該当する降任または免職は、その職に必要な適格性の有無を判断するに足りると認められる客観的事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くことが明らかな場合であって、当該職員が現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができないときとするを加えるものでございます。

ページを戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第44号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第45号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第10、議案第44号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第45号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第44号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第45号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案は、新型コロナウイルス感染症の影響による対策に伴い、市長、副市長及び教育長の給与の支給について並びに同感染症の影響による人事院規則の改正に準じて、職員の特殊業務手当の特例を設置するために所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

〔市長公室長 中村公彦君登壇〕

○市長公室長（中村公彦君） 議案第44号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、市長、副市長及び教育長の給与の支給額を減額し、減額相当額を笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立て、活用するものでございます。

議案書の新旧対照表で御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

初めに、附則第19項において、市長の給料を100分の10に当たる額を減じて支給する期間を令和3年3月31日までから令和2年6月30日までと改めます。

次に、附則第20号を加え、令和2年7月1日から令和3年3月31日までにおける市長、副市長及び教育長の給与月額を第3条の規定に関わらず、次の各号のとおり減額するものであります。

第1号として、市長の給与月額につきましては100分の15に当たる額を減じた額とするものであり、90万円を76万5,000円とするものであります。

第2号といたしまして、副市長及び教育長の給与月額につきましては100分の10に当たる額を減じた額とするものであり、副市長につきましては72万円を64万8,000円とし、教育長につきましては65万円を58万5,000円とするものでございます。

ページをお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和2年7月1日から施行するものであります。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

続きまして、議案第45号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、国に準じて、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、感染症、防疫等作業に従事する職員に対する特殊勤務手当の特例を措置するため所要の改正を行うものでございます。

議案書の新旧対照表にて御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

第4条において、感染症、防疫等作業手当の支給対象に、感染症の患者もしくは感染症の疑いのある患者の救護に従事したときを加えるものでございます。

次に、附則第2項として、感染症、防疫等作業手当の特例を追加し、同じく第3項において手当の額を1日につき3,000円を支給すると定めるものでございます。

ただし、新型コロナウイルス感染症の患者に接触して行う作業や長時間にわたる作業等に対しては、1日につき4,000円を支給するものとしております。

ページを戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年5月15日から適用するものでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第46号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第11、議案第46号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第46号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険施行令の一部改正及び新型コロナウイルス感染症の影響に係る介護保険料の減免について所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第46号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、本年4月に介護保険法施行令が改正されたことに基づき、所得の少ない第1号被保険者の介護保険医療の軽減を図るため、介護保険料の額の改定を行うものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、感染症の影響に係る介護保険料の減免措置のため、条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

まず、介護保険料の額の改定でございますが、3ページを御覧ください。

保険料率第4条第1項第6号アにおいて、第38条第4項を第22条の2第2項に改め、第2項中、令和元年度及びを削り、保険料率2万3,400円を1万8,720円に改めます。

4ページに移りまして、同条第3項中の令和元年度及びを削り、保険料率2万3,400円を1万8,720円に、3万9,000円を3万1,200円に改め、同条第4項中においても令和元年度及びを削り、保険料2万3,400円を1万8,720円に、4万5,240円を4万3,680円に改めるものでございます。

次に、介護保険料の減免につきましては、附則11に新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免を加えるものでございます。

内容といたしましては、第13条に規定する保険料の減免のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免については、市長が別に定めるとするものでございます。

最後に、2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第12、議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部改正及び新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免について所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第47号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、感染症の影響に係る国民健康保険税の減免措置のため本条例を改正するものでございます。

内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、3ページを御覧願います。

第3条の課税額については、第2項ただし書きの基礎課税額に係る課税限度額61万円を63万円に改め、第4項ただし書きの介護納付金課税額に係る課税限度額16万円を17万円に改めるものでございます。

また、第19条の国民健康保険税の減額について、基礎課税額に係る課税限度額61万円を63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額16万円を17万円に改めます。

4ページを御覧いただきまして、第2号の所得判定基準につきましては28万円を28万5,000円に改め、第3号の所得判定基準につきましては51万円を52万円に改めるものでございます。

次に、附則7及び5ページを御覧いただきまして、附則8の規定は、土地基本法等の一部を改正に伴う改正でございます。また、附則17に新型コロナウイルス感染症に係る笠間市国民健康保険税の減免を加えるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

**議案第48号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（飯田正憲君） 日程第13、議案第48号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第48号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、茨城県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病金手当金に係る受付事務を本市において行う事務として定めるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第48号 笠間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例の改正は、茨城県後期高齢者医療広域連合が行う新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について、笠間市後期高齢者医療に関する条例に傷病手当金の受付事務を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、3ページを御覧願います。

第2条の本市において行う事務について、現行の第8号を第9号とし、第8号を広域連合条例附則第6条及び第7条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付として追加するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和2年4月28日から適用するものといたします。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

**議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届出等に関する条例について**

○議長（飯田正憲君） 日程第14、議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の

届出等に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届出等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、都市再生特別措置法に基づき笠間市立地適正化計画における届出に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

〔都市建設部長 吉田貴郎君登壇〕

○都市建設部長（吉田貴郎君） 議案第49号 笠間市立地適正化計画における建築等の届出等に関する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、都市再生特別措置法に基づく笠間市立地適正化計画の策定が本年3月に完了し、同法に基づく届出制度が開始となることから、計画の円滑な運用と居住環境の維持向上に資するため、届出に関する必要な事項について定めるものでございます。

2ページを御覧いただきたいと思えます。

第1条では、条例の目的を定めております。第2条は、法において届出対象が住宅、その他人の居住の用に供する建築物のうち、市町村の条例で定めるものと規定されていることから、住宅として位置づけされていない有料老人ホーム等を届出の対象として定めるものでございます。

第3条は、住宅等の届出が必要とされる準居住誘導区域内で行う行為について居住誘導区域内における行為と同様に扱うため、届出を要しないものとして定めるものでございます。

第4条は、必要事項の委任についてでございます。附則として、この条例の施行期日を令和2年10月1日とするものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第50号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（飯田正憲君） 日程第15、議案第50号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第50号 市道路線の廃止及び認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、払下げに伴う路線の廃止及び認定、道路改良事業に伴う路線の認定、茨城中央工業団地事業に伴う路線の認定、国道及び県道移管に伴う路線の認定、私道寄附に伴う路線の認定並びに開発行為に伴う路線の廃止及び認定をするものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

〔都市建設部長 吉田貴郎君登壇〕

○都市建設部長（吉田貴郎君） 議案第50号 市道路線の廃止及び認定について御説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、廃止する路線3路線、認定する路線14路線をお諮りするものでございます。内容につきましては、2ページに一覧表を載せてございますので、御覧いただきたいと思っております。

この一覧表には、廃止及び認定する路線名と、それぞれ起点、終点、延長、幅員等を記載してございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思っております。

廃止及び認定する路線全体の位置図でございます。

それでは、詳細につきまして御説明申し上げます。

4ページが位置図、5ページが詳細図でございます。泉地内で払下げに伴い、路線の廃止をするものでございます。

続きまして、6ページと7ページを御覧ください。安居地内で払下げに伴い路線の廃止及び認定をするものでございます。

続きまして、8ページと9ページを御覧ください。吉岡地内で民間事業者の開発行為に伴い、路線の廃止及び認定をするものでございます。

続きまして、10ページと11ページを御覧いただきたいと思っております。飯合地内で道路改良事業に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、12ページと13ページを御覧ください。泉地内で道路舗装事業に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、14ページと15ページを御覧ください。柏井及び長兎路地内の茨城中央工業団地の造成工事に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、16ページと17ページを御覧ください。手越及び下市毛地内で国道355号及び県道笠間つくば線の移管に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして18ページと19ページを御覧ください。石井及び笠間地内で、県道宇都宮笠間線の移管に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、20ページと21ページを御覧ください。旭町地内で私道寄附受入れに伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、22ページ以降の各路線の位置図、詳細図につきましては、民間事業者の開発行為に伴い認定するものでございます。御覧になっていただきたいと思っております。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第51号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）

○議長（飯田正憲君） 日程第16、議案第51号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第51号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第51号 工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

契約の目的は、防災行政無線デジタル化整備工事でございます。契約についてでございますが、5月20日に条例付一般競争入札を行った結果、低入札調査基準価格に満たなかったため、低入札価格調査会の審査を経まして、建設工事等入札参加業者選考委員会におきまして落札者を決定いたしましたので、落札者と6月1日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額は10億1,200万円、うち消費税9,200万円、契約の相手方は東京都豊島区東池袋3丁目1番1号サンシャイン60、31階、株式会社九電工東京本社代表取締役副社長執行役員東京本社代表猪野生紀でございます。

工期につきましては、議決の翌日から令和4年3月15日でございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前 11時03分休憩

---

午前 11時15分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

---

**議案第52号 工事請負契約の締結について（橋梁上部工事（仮称北山橋））**

○議長（飯田正憲君） 日程第17、議案第52号 工事請負契約の締結について（橋梁上部工事（仮称北山橋））を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第52号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

〔都市建設部長 吉田貴郎君登壇〕

○都市建設部長（吉田貴郎君） 議案第52号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、南友部平町線道路新設改良工事における橋りょう上部工事でございます。工事の概要といたしましては、長さ52メートルの鋼鉄製の橋を製作し、その橋を架ける工事を行うものでございます。

次に、契約についてでございますが、5月14日に条件付一般競争入札を行った結果、落札者と5月26日に仮契約を締結したところでございます。契約金額は2億9,678万円、うち消費税が2,698万円でございます。契約の相手方は、栃木県下野市下古山143番地、東綱橋梁株式会社取締役社長佐藤 浩でございます。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

**議案第53号 動産購入契約の締結について（はしご付消防自動車購入）**

○議長（飯田正憲君） 日程第18、議案第53号 動産購入契約の締結について（はしご付消防自動車購入）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第53号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 消防長堂川直紀君。

〔消防長 堂川直紀君登壇〕

○消防長（堂川直紀君） 議案第53号 動産購入契約の締結について御説明申し上げます。

契約の目的でございますが、年数の経過により機器性能や安全性の低下が危惧される状態であるため、友部消防署配備のはしご付消防ポンプ自動車を更新する動産購入契約でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札で契約金2億3,760万円、うち消費税2,160万円でございます。契約の相手方でございますが、東京都港区芝5丁目36番7号ミタベルジュビル19階 株式会社モリタ東京支店支店長山北忠司で、5月26日に仮契約を締結したところでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第54号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（飯田正憲君） 日程第19、議案第54号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第54号 損害賠償の額を定めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第54号 損害賠償の額を定めることについてを御説明申し上げます。

本案は、平成30年11月に発生した交通事故に関する損害賠償について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

交通事故の概要でございますが、平成30年11月16日午前8時26分頃、市職員の運転する公用車が国道355号線を走行中、手越地内で前方車両に追突をし、相手方に損害を与えたものでございます。過失割合は市側が100パーセントで、損害賠償額は358万6,623円でございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第55号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

議案第56号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（飯田正憲君） 日程第20、議案第55号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）ないし議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第55号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）から議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、令和2年度の補正予算であり、一般会計のほか企業会計3会計について補正するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第55号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

本補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業及び新型コロナウイルスによる事業の中止や延期の影響、国庫補助金の内示などによるもので歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,444万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ404億89万3,000円とするものでございます。

5 ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございますが、ゆかいふれあいセンター指定管理料につきまして来年度当初から実施をするに当たり、本年度中に契約事務を進める必要があることから債務負担行為を設定するものでございます。令和3年度から令和7年度までの5カ年間限度額を3億5,250万円とするものでございます。

6 ページを御覧ください。

第3表、地方債補正でございます。

1、追加は、小学校校舎空調整備事業債で、小学校の特別教室等へのエアコン設置に係る設計業務委託に充てるため、新たに起債をするものでございます。

7 ページを御覧ください。

2、変更は、道の駅整備事業債から冠水対策事業債までの4事業につきまして、国庫補助金の内示に伴い起債限度額を補正するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2億365万円の増は、特別定額給付金の給付に係る事務費補助金の増及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上によるものでございます。

4目土木費国庫補助金1,565万2,000円の増は、道路及び橋りょうの整備などに対する補助金の内示に伴うものでございます。

11ページを御覧ください。

第18款寄附金、第1項寄附金、2目総務費寄附金651万円の増は、新型コロナウイルス感染症対策の支援にお寄せをいただきました寄附金でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費290万6,000円の減は、特別職のうち市長、副市長の給与の減額措置の計上、また台北市からの研修生受入れ延期に伴う関連経費の減額が主なものでございます。部長職職員の管理職手当の減額につきましては、各部長級職員の属する費目におきまして、それぞれ減額計上をしております。

14ページを御覧ください。

14目基金費1,037万2,000円の増は、歳入に御説明をいたしました寄附金のほか、市長、副市長、教育長の給与及び部長級職員の管理職手当の減額相当分を含めまして新型コロナウイルス対策基金へ積立てをするものでございます。

15ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3,248万9,000円の増は、22節償還金利子及び割引料で、令和元年度に実施したプレミアム付商品券の事業費等確定に伴う国庫補助金返還金3,255万円が主なものでございます。

16ページを御覧ください。

中段、第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費1,621万8,000円の増は、12節委託料で独り親世帯や妊婦の方がいる世帯への農産物等の支援として588万1,000円、農産物の販売促進を目的とした地場農産物活性化事業委託料として500万円、また生産者によるインターネットを活用した農産物販売の支援として533万7,000円を計上してございます。

17ページを御覧ください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費6,300万円の増は、中小企業や小規模事業者等を支援するため、12節委託料に国県の経済対策の申請に関する相談窓口設置に要する委託料300万円、18節負担金補助及び交付金に感染症予防や事業継続のための新たな取組などに対する中小企業等サポート補助金6,000万円を計上してございます。

第2項観光費、1目観光総務費729万円の減は、笠間のまつりの中止に伴う補助金の減額でございます。

2目観光振興費1,960万7,000円の増は、市内宿泊施設への誘客事業として委託経費を計上するものでございます。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、2目道路維持費1,080万3,000円の増は、14節工事請負費で、稲田御影石を活用した笠間駅や笠間芸術の森公園周辺の整備に係る導水路維持補修整備工事費1,070万3,000円が主なものでございます。

3目道路新設改良費から、18ページでございますが、4目幹線道路整備費、5目狭隘道路整備等促進費につきましては、国庫補助金等の内示等に伴いまして工事請負費などの関連経費を補正するものでございます。

19ページを御覧ください。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費77万3,000円の減は、教育長の給与の減額措置等によるものでございます。

第2項小学校費、3目学校建設費970万2,000円の増は、小学校の特別教室等へのエアコン設置のため設計業務委託料を計上するものでございます。

第5項社会教育費、1目社会教育総務費728万円の減は、全国こども陶芸展及び笠間陶芸大賞展の中止に伴う負担金の減額でございます。

20ページを御覧ください。

7目文化財保護費3,920万1,000円の増は、大日堂取得による経費として、16節保有財産購入費3,570万8,000円が主なものでございます。

第6項保健体育費、1目保健体育総務費953万9,000円の減は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い、12節委託料でエチオピア選手団との事前キャンプ交流202万8,000円の減、また聖火リレーイベント665万5,000円の減が主なものでございます。

21ページを御覧ください。

2目体育施設費932万1,000円の増は、柿橋グラウンドのテニスコートの一部用地を取得するため公有財産購入費を計上するものでございます。

第12款諸支出金、第1項公営企業費、1目病院事業支出金1,876万円の増は、18節負担金及び交付金で、旧市立病院解体に係る補助金1,029万4,000円、旧医師住宅の解体に伴う国庫補助返還金254万円、また、23節投資及び出資金に感染症対策として必要は備品購入のための経費520万円を計上するものでございます。

以上で、令和2年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

〔市立病院事務局長 後藤弘樹君登壇〕

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第56号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款病院事業収益に1,356万円を追加し、収入の予定額の総額を8億8,356万円にし、支出の第1款に病院事業費用に1,360万5,000円を追加し、支出予定額の総額を9億3,260万5,000円とするものでございます。

次に、第3条資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款資本的収入に520万円を追加し、収入の予定額の総額を1,586万6,000円にし、2ページを御覧ください。支出の第1款資本的収入に520万円を追加し、支出の予定額の総額を2,653万5,000円とするものでございます。

第4条債務負担行為でございます。医事業務委託につきまして、令和5年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

第5条は議会の議決を経なければ流用できない経費、また第6条は他会計からの補助金の補正でございます。

収入、支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書にて御説明を申し上げます。

12ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに収入でございますが、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、2目他会計補助

金1,356万円の増は、旧市立病院解体補助金など、一般会計からの補助金でございます。うち、自動水栓工事費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当される予定でございます。

13ページを御覧ください。

支出でございます。

第1款医業事業費用、第1項医業費用、3目経費77万9,000円の増は、先ほど申し上げました感染症予防のための自動水栓工事費が主なものでございます。

第2項医業外費用、6目旧病院解体費1,029万4,000円の増は、旧市立病院解体工事で医療廃棄物の分別及び埋設基礎の解体撤去処分が主なものでございます。

第3項特別損失、2目臨時損失254万円の増は、旧市立病院の医師住宅解体に伴う国庫補助金の返還をするものでございます。

14ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに収入でございますが、第1款資本的収入、第1項出資金、1目出資金520万円の増は、感染症対策のための器械備品購入に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当予定の一般会計出資金でございます。

支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目資産購入費520万円の増は、感染症対策のためのテントや体温測定サーマルカメラなどの器械備品の購入費でございます。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第57号及び議案第58号について御説明申し上げます。

初めに、議案第57号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条は、収益収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益を3万円減額し、16億4,002万9,000円に、第2項営業外収益を3万円増額し、1億7,880万4,000円に補正するものでございます。

支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用を6万1,000円減額し、15億8,136万1,000円に、第2項営業外費用を6万1,000円増額し、5,578万6,000円に補正するものでございます。

第3条議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。

それでは、今回の内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益、第1項営業収益、3目その他営業収益3万円の減は、公共下水道事業からの職員人件費負担金の減額でございます。

第2項営業外収益、5目雑収益3万円の増は、新型コロナウイルス感染症対策基金への繰出金として公共下水道事業からの職員人件費負担分でございます。

8ページを御覧ください。

支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、5目総係費6万1,000円の減は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う管理職手当等の減額でございます。

第2項営業外費用、3目雑支出6万1,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対策基金への繰出金でございます。

以上で、議案第57号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するものでございます。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用を3万円減額し、14億6,466万3,000円に、第2項営業外費用を3万円増額し、2億2,616万9,000円に補正するものでございます。

それでは、今回の内容について、補正予算明細書により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、6目総係費3万円の減は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う職員給与費負担金の減額でございます。

第2項営業外費用、3目雑支出3万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う水道事業会計の負担金でございます。

以上で、議案第58号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

## 散会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月8日午前10時に開会しますので、よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯田正憲

署名議員 小菌江一三

署名議員 石崎勝三